

# 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第42条2項の規定に基づき、公益財団法人 国際医療技術財団（以下「本財団」という。）の会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 会員は次の通りとする。

(1) 特別賛助会員

本財団の目的に賛同し、本規程第4条(1)に定める会費を納入する団体又は企業

(2) 個人正会員

国際協力や災害医療等本財団の公益目的事業の重要性を認識し、本財団の会員として参加を希望し、本規程第4条(2)に定める会費を納入する個人

(入会)

第3条 前条の会員になろうとする者は、理事長の承認を得て会員となることができ、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 会費は次の通りとする。

(1) 特別賛助会員は、年会費 1口 100,000 円

(2) 個人正会員は、月会費 1口 1,000 円、1口 2,000 円、1口 3,000 円

年会費 1口 12,000 円

(特典)

第5条 会員は次の特典を受けることができる。

(1) 広報誌の配布

(2) 本財団が主催する研究会、研修会及び講演会への案内

(会費の用途)

第6条 第4条の会費のうち用途の定めのない会費は、会費総額の30%以上を定款第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(退会)

第7条 本財団の会員は、その旨を理事長に届け出て退会することができる。

(個人情報保護)

第8条 会員に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改正)

第9条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、2023年4月30日に改訂し、同年4月30日から施行する。

注釈；用途の定めのない会費は、会費総額の30%以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、70%以下の残金は以後の公益目的事業に必要な活動として使用及び管理する。